

療養費支給申請について

- 1 医師の指示により治療用(訓練用)として義肢装具を装着した場合は、加入している健康保険に療養費として申請することができます。加入している保険者により申請先が異なりますので、以下をご参照ください。
- 2 健康保険法第 87 条に則り保険者が認めた場合、申請後約3～4ヶ月以内に保険者より支給決定通知書が送付されます。支給決定通知が届かない場合は、申請された窓口へお問い合わせください。
※状況によっては不支給になる場合もございます。予めご了承ください。

主となる健康保険

種類と申請窓口	必要なもの
協会けんぽ 各支部宛に必要書類を郵送、または電子申請 *勤務先の保険係へ依頼できるかは確認が必要です	○医師の装着証明書(原本) ○領収書(原本) ○療養費支給申請書 ○(法人の役員でケガの場合)負傷原因届 1*申請時に装具の写真が必要となる場合があります 2*電子申請には、マイナンバーカードが必要です (詳しくは、協会けんぽホームページでご確認ください)
組合・共済保険 健康保険組合、または勤務先の保険係	○医師の装着証明書(原本) ○領収書(原本) ○療養費支給申請書 1*申請時に装具の写真が必要となる場合があります 2*保険者により負傷原因届や装具製作確認書の提出が必要になる場合があります
国民健康保険 後期高齢者医療(75 歳以上) 市区町村役場 国民健康保険係 もしくは後期高齢者医療係	○医師の装着証明書(原本) ○領収書(原本) ○保険証 ○印鑑(認印)*シャチハタ不可 ○振込先の口座番号控え 1*国民健康保険では世帯主の銀行口座番号が必要となります 2*申請時に装具の写真が必要となる場合があります 3*靴型装具の方は、下記の注意事項をご確認ください
業務・通勤・公務災害 (治療中) 労働基準監督署または勤務先	○医師の装着証明書(原本) ○領収書(原本) ○各労災申請用紙

療養費支給申請書は、各健康保険窓口にありますのでお問合せください。

ご加入の保険者によっては、申請書を各ホームページよりダウンロードすることも可能です。療養費支給申請書に被保険者のマイナンバーの記載が必要となる場合がありますが、弊社からマイナンバーの照会をすることはありません。

※全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入されている方は、ホームページ上に申請書のリンクを貼り付けておりますのでご活用ください。

各種助成制度を受けられている場合

種類と申請窓口	必要なもの
こども医療、ひとり親家庭医療 障がい者医療、高齢者医療 市区町村役場 各医療係 ※下記参照ください	○医師の装着証明書(コピー) ○領収書(コピー) ○各医療証 ○印鑑(認印)*シャチハタ不可 ○振込先の口座番号控え ◎支給決定通知書(主保険より発行)
学校でのケガ	○領収書(コピー)
学校	○独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金申請用紙

各医療助成制度を受けられている場合

義肢装具が対象の助成制度であれば、主となる健康保険より決定通知書が届き次第、各医療助成制度へ自己負担相当額を申請できます。

同時申請をされたい場合などは、ご加入の健康保険へお問い合わせください。

*医療証の発行元が違う場合は、療養費支給状況証明書が別に必要となる場合がありますので、発行元へご確認ください。

高齢者受給者証(協会けんぽ発行)をお持ちの場合

協会けんぽに同時申請できます。

※いずれの場合でも療養費支給申請は2年以内にお済ませください

確定申告の医療費控除を受ける場合

領収書の原本が必要です。

医療費控除申請をご予定の方は、療養費支給申請の際に、申請受理後、領収書原本の返却が可能であるか、ご加入の保険者にお問い合わせください。

加工された既製品を使用された場合

申請時、製品写真が必要となります。

靴型装具(明細に靴と記載があるもの含む)を装着され、国民健康保険・後期高齢者医療保険の場合

装具を装着した状態の顔の分かる全身写真が必要となります。

修理の場合は、修理箇所がわかるように撮影した装具写真の提出も必要となります。

*長(短)下肢装具 両側(片側)支柱付を装着された方で、装具明細に靴型装具の項目(短靴・チャッカ靴・半長靴・長靴)を含む場合は、靴型装具を装着された場合と同様に、装着した全身写真の提出を求められる場合があります。

靴型装具を装着され、協会けんぽの場合

靴型装具の現物写真が必要となります。